医科点数表の解釈 平成28年4月版

Web追補 No.5 (平成28年11月号)

平成 28 年 11 月 2 日作成

- 以下の告示・通知により、本書の内容に変更が生じましたので、ここに追補します。
 - 平成28年10月13日 厚生労働省告示第365号(平成28年10月14日適用)
 - 平成28年10月13日 厚生労働省告示第365号(平成28年11月1日適用)
 - 平成28年10月14日 厚生労働省告示第366号
 - 平成28年10月14日 保医発1014第1号
 - 平成28年10月31日 保医発1031第2号(平成28年11月1日適用)
- 平成28年10月13日厚生労働省告示第365号により、平成28年10月14日から平成28年10月31日までは、投薬期間が14日分を限度とされる医薬品からエチゾラム及びゾピクロンを除外するとされていました(「療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等」第十第二号(一関係)。
- Web追補のバックナンバーは、当社ウェブサイト上の『<mark>診療報酬関連情報ナビ</mark>』からご覧いただけます。 本追補と併せてご利用ください。(http://www.shaho.co.jp/shaho/2016_sinryo/index.html)

-	488	4=	本 五卷	本五仏
頁	欄	行	変更前	変更後
513			駿同定・定量検査の「7」HCV核酸検出, Ⅎ, HPV核酸検出 (簡易ジェノタイプ判定) Ⅰとして追加〕	ア 百日咳菌核酸検出は、D023微生物核酸 同定・定量検査の「7」HCV核酸検出、HPV核酸検出(簡易ジェノタイプ判定)の所定点数に準じて算定する。 イ 本検査は、関連学会が定めるガイドラインの百日咳診断基準における臨床診断例の定義を満たす患者に対して、LAMP法により測定した場合に算定できる。
1232		上から5行目	(最終改正;平成28年8月30日 厚生労働 省告示第324号) 〔黄色網かけはWeb追補No.3にて改正済み〕	(平28.10.31 保医発 1031 2) (最終改正;平成28年10月13日 厚生労働省告 示第365号)
1236		上から19行目	エスタゾラム	エスタゾラム, エチゾラム
1236		上から20行目	ジヒドロコデインリン酸塩	ジヒドロコデインリン酸塩、ゾピクロン
1249		上から4行目	省告示第60号)	示第366号)
1249		下から4行目	当該療養を適切に実施できるもの	別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合す る病院又は診療所であって,当該療養を適切に 実施できるもの
1249		行目	病院又は診療所	もの
1258		上から5行目		, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,
12/3	右	上から20行目	〔次行に追加〕	(2) 保険外併用療養費の支給対象となる患者申出療養の施設基準は、当該療養を実施するに当たって、次のいずれにも該当している病院又は診療所であって、当該療養を適切に実施できるものとして厚生労働大臣に個別に認められたものとする。 ① 保険医療機関において、当該療養を実施すること。 ② 当該療養を主として実施する医師又は歯科医師は、当該療養を実施する診療科において、常勤の医師又は歯科医師であること。

Web 追補 No. 5 (平成 28 年 11 月号)

頁	欄	行	変更前	変更後	
1273	右	上から21行目	(2)	(3)	
1273	右	上から27行目	(3)	(4)	
1273	右	上から32行目	(4)	(5)	
1273	右	上から38行目	(5)	(6)	
1273	右	上から41行目	(6)	(7)	